

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	平成 28 年 4 月 11 日（月）午後 2 時～午後 2 時 15 分
開 催 場 所	301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、財政担当部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、環境担当部長、健康福祉部長、高齢・障害担当部長、子ども家庭担当部長、都市整備部長、建設管理担当部長、教育部長、学校教育担当部長、指導担当参事、会計管理者 欠席者：議会事務局長 説明員：企画政策課長、企画政策課主査（行政管理グループ）、企画政策課主任（行政管理グループ）
議 題	1 平成 28 年度に進行管理を行う主要事業の選定について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題 1：原案を一部修正し、12 項目を選定することに決定した。 議題 2：特になし
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ○印=構成員 ●印=説明員	議題 1 平成 28 年度に進行管理を行う主要事業の選定について (企画財務部長説明) 本件は、武蔵村山市主要事業進行管理規則第 3 条の規定に基づき、平成 28 年度に進行管理を行う主要事業を選定するもの。内容については、企画政策課長から説明を行う。 (企画政策課長説明) 平成 28 年度においても、主要な事業の執行状況を的確に把握し、事業が計画どおり進行するよう管理するため、武蔵村山市主要事業進行管理規則に基づき、主要事業の選定及び進行管理を行う。 選定は、平成 28 年度施政方針で謳っているもの、実施計画で掲載しているもの、平成 27 年度選定事業で本年度も継続しているもの、その他必要と思われるものなどを考慮し行った。 なお、一覧表でセルを塗りつぶしている事業は今年度から新たに選定した事業である。それでは、事業の概要について説明する。 (1) 市制 50 周年記念事業 市制 50 周年（平成 32 年度）を記念した事業の実施を検討するもの。参考として、市制 40 周年では、航空写真パネル展、記念切手の発行、福生・狛江・清瀬・東久留米との 5 市共同イベントラリー

の実施等を行っている。進行管理者は企画財務部長となる。

(2) 公共施設等総合管理計画策定事業

市内公共施設等の全体状況の把握、計画的な更新・統廃合・長寿化、財政負担の軽減・平準化等を推進する観点から、公共施設等総合管理計画を策定するもの。進行管理者は企画財務部長となる。

(3) 社会保障・税番号制度関連事業

社会保障・税番号制度の導入に伴うプロジェクトチームの運営、庁内関係システムの整備等を行うもの。進行管理者は、プロジェクトチームの運営等に関しては企画財務部長、システム整備等に関しては総務部長となる。

(4) 証明書等コンビニ交付事業

個人番号カードを利用した証明書等のコンビニ交付を実施するため、システムの整備等を行うもの。進行管理者は市民部長となる。

(5) ウィメンズチャレンジプロジェクト

働きたい女性の総合的な支援を目的として、緑が丘ふれあいセンターを中心とした起業講座、再就職セミナーを開催するもの。進行管理者は協働推進部長となる。

(6) 出産・子育て応援事業

保健師等専門職種による妊婦への全数面接並びに妊娠出産及び育児計画の作成を行うとともに、産婦に子育て用品を直接配布し、妊娠期から就学前まで切れ目のない子育て支援を推進するもの。進行管理者は健康福祉部長となる。

(7) 病児・病後児保育事業

病気の回復期に至らない児童又は病気の回復期にあつて集団保育を受けることが困難な児童を一時的に預かる事業を実施するもの。進行管理者は子ども家庭担当部長となる。

(8) 多摩都市モノレール関連事業

多摩都市モノレールの市内早期延伸に向けて、東京都や関係機関への要望活動のほか、啓発物品の販売、パンフレットの作成・配布等を行う。また、市民の会への支援も引き続き行うもの。進行管理者は都市整備部長となる。

(9) 都市核地区土地区画整理事業

平成 31 年度の事業完了を目途に、関係地権者との合意形成を図りながら、建物の移転・道路築造工事等を推進する。進行管理者は都市整備部長となる。

(10) 新青梅街道沿道まちづくり推進事業

「新青梅街道沿道地区まちづくり計画」に基づき、沿道地区の用途地域の変更に係る都市計画決定及び地区計画の策定を行うもの。進行管理者は都市整備部長となる。

(11) 主要市道整備事業

ア 主要市道第 17 号線整備

三ツ木三丁目 33 番地先から岸二丁目 23 番地先の道路を拡幅整備するもの。本年度も引き続き用地取得を実施するもの。(延長：331.0m、幅員：12m)

イ 主要市道第 12 号線拡幅整備

伊奈平一丁目～伊奈平六丁目の間（約 370m）の道路を拡幅整備するため、用地等購入年度計画の策定などを行うもの。

両事業とも進行管理者は建設管理担当部長となる。

(12) 学校施設整備事業

ア 校舎特別教室等冷房化推進事業

小中学校の特別教室等に冷房設備を設置するため、全 12 校の実施設計を行うもの。

イ 小中学校太陽光パネル設置工事（1 校）

第三中学校に太陽光パネルを設置するもの。

両事業とも進行管理者は教育部長となる。

(質疑等)

- 学校施設整備事業の事業内容に記載されている「校舎特別教室等冷房化推進事業」についてだが、事業内容が推進事業となっているため、工事を行うことまでが含まれてしまう。他の事業では、本年度行う具体的な内容が記載されているため、平成 28 年度の事業内容とすれば、全小中学校の実施設計と記載する方が他の事業内容との整合が取れるのではないか。
- 事業内容を、「特別教室等の冷房設備に係る実施設計」に訂正させていただきたい。
- 新青梅街道沿道まちづくり推進事業についてだが、一昨年度に北多摩北部建設事務所と調整をした際には、昨年度中に都市計画決定でき

	<p>る予定となっていた。そのため、市では都市計画決定に向けた具体的な手続を進め、都市計画の案を作成し、昨年 2 月には地元説明会を行ったところである。</p> <p>しかしながら、北多摩北部建設事務所の担当と昨年 4 月に再度調整した際には、建築基準法に定める道路の指定申請を多摩建築指導事務所に行うには、現状の用地取得率である 2 割では難しいため、7 割から 8 割程度用地買収が済むまで待っていただきたい旨の話があった。</p> <p>つまり、用地買収がある程度進まないで、北多摩北部建設事務所は多摩建築指導事務所に道路の指定申請を行うことができないと判断したため、その指定が必須である市の都市計画決定手続についても、当分進展する見込みがないという状態になっている。</p> <p>そこで、事業内容を都市計画決定に向けた協議・調整に変更することは可能か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事務局においても当該事業を登載させるべきか協議を行ったが、前年、前々年の主要事業として登載されていることもあるため、策定を本年度行うことが難しいことは理解しているが、東京都に働きかけることや PR の面で登載すべきと考えている。 ○ 当該事業は、事務としては都市計画決定と地区計画策定しかないため、東京都との協議・調整については、あくまでもその事務の前段の話であって、記載はこのままで問題ないと思われる。 ○ 平成 28 年度に進行管理を行う主要事業については、原案を一部修正して決定することとする。 <p>議題 2 その他 (企画政策課長説明)</p> <p>主要事業の進行管理に関する今後の流れについて説明する。今後は、本日決定した主要事業の各進行管理者に対し、「執行計画書（第 2 号様式）」の作成を依頼するので、規則の定めにあるとおり、4 月末日までに提出くださるようお願いする。その後、執行計画書については、市長による承認を受ける予定であり、各部で事業を開始したときには、「主要事業開始報告書（第 2 号様式）」を提出するようお願いしたい。また、毎月の進捗状況を把握するため、「主要事業執行状況報告書（第 5 号様式）」を毎月提出くださるようお願いする。</p>
--	--

会議録の開示 ・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等：)
------------------	--

庶務担当課	企画財務部 企画政策課（内線：375）
-------	---------------------

（日本工業規格 A 列 4 番）